

旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会 第1回会議 会議録

日	時	平成24年9月6日(木)	午後3時から午後4時55分まで		
場	所	旭川市総合庁舎議会棟	第2委員会室		
出	席	者	構成員 7人 神原構成員, 佐々木構成員, 鈴木構成員, 竹中構成員, 長谷川構成員, 松尾構成員, 山本構成員(50音順) 事務局等 8人 三井議長, 室井副議長, 谷口議会事務局長, 林議会事務局次長 津村議事課長, 樽井総務調査課主幹, 牛田同課主任, 森田同課主任		
欠	席	構	成	員	那須構成員
会	議	の	公	開	・非公開
傍	聴	者	数	5人(報道関係者2人を含む。)	
会	議	資	料	<事前送付> ・資料1 議員定数の市民参加型検討事例 ・資料2 議員報酬の市民参加型検討事例 ・資料3 基礎データ集 ・資料4 自治体議会議員の新たな位置付け—都道府県議会制度研究会最終報告— ・資料5 議員定数と議員歳費に関する答申(福島町議会基本条例諮問会議) ・資料6 「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告(会津若松市議会) <当日配付> ・議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会第1回会議次第 ・会議の運営方法(案) ・旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会構成員名簿 ・今後の全体スケジュール(案)	

○ 開会

- ・座長が選出されるまでの間、議会事務局長が進行役を務めた。

1 議長挨拶(要旨)

このたびは、検討懇談会の構成員を引き受けていただき感謝する。

旭川市議会では、これまでも2度にわたる議員定数削減のほか、費用弁償の廃止や海外視察の凍結・廃止などをはじめとする経費削減にも取り組んできたところである。

しかしながら、議員定数と議員報酬の多寡については、議会内外で様々な意見があるのも事実である。

直近の例では、昨年の市議会議員選挙前の定例会において、議員定数を2名減少させる議案と議員報酬の月額を2割削減する議案の両方が提出されたが、いずれも賛成少数で否決となっている。

また、昨年の報酬審議会の答申では、議員報酬は据え置くとしながらも、その一方で、「内部経費削減のための一層の自助努力を期待する。」とされたところである。

いずれにしても、議会自ら議員定数と議員報酬について市民に説明する際、それなりの説得力をもって説明することが必要であり、そうしなければならないと考えている。

皆様方には大変お手数をおかけするが、多角的な視点から議員定数と議員報酬の在り方、あるいは考え方について、まとめていただきたいと考えているので、ぜひともよろしく願いたい。

2 構成員の紹介

- ・各構成員は、名簿順に自己紹介を行った。
- ・議会事務局長は、議長、副議長及び事務局職員を紹介した。

3 座長及び副座長の選出

・座長の選出については、構成員相互の認知が充分になってから互選すべきとの意見もあったが、複数の構成員から事務局案の提案を求める発言があったため、座長経験のある竹中構成員を提案したところ、そのとおり決定し、座長から挨拶がなされた。

(ここから、座長による進行)

・副座長については、座長から事務局案の提案を求める発言があったため、事務局は長谷川構成員を提案したところ、そのとおり決定し、副座長から挨拶がなされた。

4 協議事項

(1) 会議の運営方法について

- ・会議の運営方法について、次のとおり決定した。

会議は、原則公開する。

傍聴者は、会場の規模等を勘案し、先着順に20名程度とする。

傍聴者は、発言できないものとする。

傍聴者が遵守すべき事項を「傍聴の心得」として定める。

会議録は、要点記録とし、発言者名は職名で記載する。

会議録は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

検討懇談会の開催は2週間前までに市のホームページなどで周知する。

会議資料は、傍聴者にも配付し、又は閲覧の方法により情報提供する。

<主な発言等>

(会議の公開・非公開を決定する間、報道関係者は一時退席とした。)

(構成員)

なぜ報道関係者を退席させるのか。公開するか非公開にするかそんなことをわざわざ確認する必要はない。公開が原則だ。

(座長)

今からそのことを含めた会議の運営方法について確認をしていくところである。会議の運営方法(案)について、事務局から説明願う。

(事務局)

(説明)

(座長)

1点目、会議の公開・非公開について、公開とすることによろしいか。

(構成員)

(一同了承)

(座長)

それでは傍聴者に入ってください。

(座長)

2点目、傍聴者の定員について、20名程度という表現によろしいか。

(構成員)

(一同了承)

(座長)

3点目、傍聴者からの発言はできないということによろしいか。

(構成員)

(一同了承)

(座長)

4点目、傍聴者の遵守事項の「心得」について、何か意見はあるか。

(構成員)

傍聴に来られる方に毎回これ(「会議の運営方法」)を配るのか。

(事務局)

「会議の運営方法」から「傍聴の心得」の部分を抜き出して配付することを考えている。

(構成員)

(一同了承)

(座長)

5点目、会議録の作成方法であるが、要点記録で作成するということと、発言者の名前の取扱いはいかがするか。案は「座長」、「構成員」、あるいは「事務局」という形で表現しているがよろしいか。

(構成員)

(一同了承)

(座長)

6点目、会議記録の確認方法であるが、事務局で作成したものを座長の方で確認をして公開をするということによろしいか。

(構成員)

(一同了承)

(事務局)

補足事項として、まず、検討懇談会開催の事前周知であるが、2週間前までに市民の方に分かるよう周知することが原則となっているので、そのようにさせていただきたい。

会議資料の提供であるが、議論の経過が分かるよう傍聴者にも会議で使用する資料を基本的に提供する。配付が難しいものについては会場に備え置き、閲覧してもらうことで情報提供をする。

また、市のホームページに、検討懇談会の概要とともに構成員名簿を公表することになるが、配付した「構成員名簿」の記載のとおりとしてよろしいか確認していただきたい。

(構成員)

(一同了承)

(構成員)

始めから少しおかしいのではないか。原則すべて公開とすべきであって、報道関係者や傍聴者を放り出して、自分(当該構成員)に催促されて、やっと扉を開いて。会議はオープンにしなければならない。始めからなっていない、違うか。

(座長)

構成員の言っていることは理解した。しかし、おっしゃるとおり運営している。

(構成員)

しばらく会場から出していたではないか。すべて公開するのが本当ではないか。

(座長)

他の構成員の御意見もお聞きするが。

(構成員)

御意見、御意見とそういうことを言っていてはだめだ。少し頭を切り替えて、市民にオープンにして会議を進めていくんだという基本姿勢がなっていないとだめだ。

(座長)

そのとおり進めている。

(構成員)

さっき会場から(報道関係者を)放り出したではないか。

(事務局)

公開にするか非公開にするか確認をした後、公開となったので会場に傍聴者を入れている。今はもう公開となっている。これから議員定数と議員報酬についていろいろ議論していくので、もう話を先に進めてはどうか。

話し合いのルールに従っていただきたい。

(座長)

構成員の意見は、意見として理解した。議事を進める。

(2) 今後の進め方について

- ・配付した資料について、事務局から説明がなされた。

<主な発言等>

(座長)

配付資料の説明ということで、あらかじめ事務局から資料が配付されている。膨大で

あるので、事務局から説明願いたい。

(事務局)

資料はあらかじめ郵送させていただいたので、それぞれ御覧いただいていると思う。したがってここでは資料の趣旨や、資料を利用するにあたっての注意点を中心に簡単に説明する。

(説明)

(座長)

資料に関する説明があったが、専門用語も多く分かりづらい部分もたくさんある。我々には初めての部分も多いので、簡単な質問等から始めたいと思うが。

(構成員)

今までの資料に関して、既に平成19年にも答申を受けている。この資料ははっきりいって二番煎じ、三番煎じというような感じだ。今までにこういうことを繰り返してきた。これを基に議論をするのもいいだろうが、質による議論が必要だ。市長も退職金や報酬を削減し、市の職員も給与を削減してきた。それを決定するのは議会ではないか。

週刊誌などでよく見るのは、他市で市長の報酬を削減しようとしても、議会が言うことを聞かない、削減させない。なぜなら自分の報酬が下がるから。

自らの報酬については、答申を受けながら今まできて報酬も決まらない。自分たちの都合のいいことだけ賛成をする。

(座長)

この懇談会は、議長が作られた懇談会であり、旭川市特別職報酬等審議会の結論はあるが、そこから更に「自助努力」について、議長及び議会としてもそれなりの議論をしたい。それでこの懇談会が招集されている。説明された資料はそういう趣旨で出されたものだという事である。他の構成員の方、質問があれば受けたいと思う。

全体の議論を深めるという意味で、資料が一番重要になるかと思うので、資料についての理解をなるべく共通のものにしたい。

(構成員)

平成23年5月13日の旭川市特別職報酬等審議会の答申というのは、議員報酬についても触れているのだと思うが、そこで据え置きになったけれども、内部経費削減のための一層の自助努力が期待された。

この懇談会は、「内部経費削減のための一層の自助努力」のためにどうあるべきかということ議論するのが目的なのか。つまり、より切り込んで削減策を求めるのがこの懇談会の課題なのか。そこが理解できなかった、何を求められているのか。

この懇談会と、旭川市特別職報酬等審議会の関係はどういう位置付けになっているのか。

(座長)

旭川市特別職報酬等審議会は条例に基づく会議である。その答申の中に、「自助努力」うんぬんの文言があって、市議会議長がそれを含めて、前段の審議会とは別に「定数」まで範囲を広めて、検討をしてくださいという趣旨である。というようにわたしは理解をしている。他の方はいかがか。

(構成員)

特別職報酬等審議会では当然定数を扱っていないわけだから別途検討するとして、報酬についてこの懇談会が一定の結論を出したら、その後の扱いは手続的にどうなるのか。
(事務局)

これまでも議会の中で様々な経費の削減努力はしてきた。ただ、議員定数と議員報酬の多寡については、議会内外で様々な意見がある。そして外の方では、特別職報酬等審議会でも自助努力をすべきと意見がなされた。それらを踏まえて、議会自らが議員定数と議員報酬について市民に説明する際には、説得力のあるものでなくてはならない。

検討懇談会で多角的な視点から議員定数・議員報酬について、結論ありきではなく客観的な議論をお願いして、それを意見としてまとめていただいたら、議会内において合意形成を図り、対外的に議会の意思を表すことになる。

(構成員)

分かったようで分からないのだが、内部経費削減ということになると、その他もろもろあると思うが、この懇談会はその中でも定数・報酬だけを考えろということなのか。

(座長)

特別職報酬等審議会での内部経費のうんぬんは報酬に限定されているが、議長はそれを広げて議員定数も議員報酬も議論してくださいという、そのような趣旨でよろしいのか。

(議長)

特別職報酬等審議会での自助努力の文言は、今回の懇談会を設置するきっかけにはなかった。昨年「議会と市民の意見交換会」を開催させてもらい、その中でも議員報酬が高いとか安いとか様々が意見が出された。挨拶でも触れたが、昨年の第1回定例会でもそういった議案が出された経緯もあり、様々な意見があるというところから、では旭川市議会の報酬あるいは定数についてはどの程度がふさわしいのか、懇談会を設置して意見を聴かせてもらい、議会としても一定の結論を出していこうというのが、検討懇談会の設置趣旨である。

(座長)

懇談会を進めるに当たり、正副議長は常時陪席をするということである。陪席であるから、こちらから発言を求める場合は発言をしていただくという趣旨で展開したい。

この懇談会の設立の性格・趣旨ということで、各構成員から質問、質疑があったが、他の構成員はだいたいこのようなことでよろしいか。

資料については、御意見があれば事務局では用意できるということである。

(構成員)

こういった資料は、今までも繰り返してきている。先程も言ったが、質において検討すべきである。

(座長)

意見は分かった。ただ、資料についての理解・見方は、他の構成員にも意見があると思うので、それを確認してから先に進みたい。

議論の質の点に関しては、この懇談会の設立趣旨についての確認をはっきりさせてから前に進みたいと思うが、他の構成員にも意見をお願いしたい。

(構成員)

色々意見を聞きながら、こういう形の中で定数・報酬を基本にして進めていくことと、その時々で分からないことがあれば事務局の方から資料を提出していただいたりとか。理解を深めながらでなければ、発言はできない。もう少し理解を深め、何をしていたかなければならないか明確にした中で物事を進めていった方が、わたしは関わっていきやすいし、意見を出しやすいと思っている。

(座長)

先程構成員から発言のあった過去のいきさつと、平成23年特別職報酬等審議会での答申を受けて議長がこの懇談会を設置したに至るいきさつと、2通りのいきさつが議論の中で出てきた。

今の流れの中では、平成23年5月の答申を受けて、構成員の言っているいきさつも含めて、意見交換をしながら、懇談会としての議論をまとめていきたいと思うが、そのような流れでよろしいか。資料等について更に確認することがあれば。

(構成員)

懇談会の性格についてだが、報酬等審議会の答申の結論としては、報酬額については据え置くべきだという結論になった。ただし、内部経費の節減、自助努力を図ってほしい。その答申とは別に特別職の給料は、職員も含めて、平成18年から削減している。そこに差異が生じていて、それを是正していこうと。ある意味では、議会自身の意見によって生まれた懇談会であるということか。

(座長)

議長が設置したという意味ではそのように解釈できると思う。

(座長)

構成員の言っていた平成19年うんぬんについて事務局で補足説明できるか。

(事務局)

旭川市特別職報酬等審議会は、平成23年の前は平成19年に答申を出しているの、それを指しているのでは。

(座長)

先程資料説明でもあったが、平成18年以降の市長も含めての特別職の減額措置について、もう一度説明していただきたい。

(事務局)

資料3基礎データ集の22ページ(15 旭川市議会議員の議員報酬月額及び常勤特別職の給料月額の推移並びに一般職職員の給料改定率)の上の表は特別職報酬等審議会(の答申)を受けて、特別職の報酬がこのように変わってきているというもので、下の表は独自削減ということで、このように削減してきているという内容の表であるが、それ以上のものはこの表の中には含んではない。

(構成員)

特別職、職員も含めてこのように削減してきているが、議員については平成7年以降全く変わっていないということか。

(事務局)

現在の議員報酬は、22ページ上の表中ほどの平成7年1月1日から適用を受けている。報酬等審議会が増額すべきだという話があったので。その後、平成8年にも給与等

を上げる答申が出されているが、この時は実際に改定は行われていない。その後平成12年と平成19年に改定は見送るべきという答申を受けているが、市長などについては、平成18年4月以降独自の取組として答申とは別に、独自に削減をしたという内容である。

(構成員)

ただし、議員の報酬についてはずっと維持されているというところで問題がないということなのか。

(議長)

事実経過はそういうことであるが、上の表の右側に職員、部長の給与改定率の記載がある。平成12年までは僅かずつではあるが、増額改定がされていた。議員報酬は、職員の給与に準じてというある程度の考え方もあるので、職員の給与がずっと増額改定をされてきたが、議員報酬は答申を受けても据え置いてきたという経過がある。そういったことで職員が減額をしてきた以降も、議員報酬は今まで据え置いてきたから、職員に準じて減額をするのは見合わせた方がいいのではないかというような議論経過もあってこういう結果になっている。

(座長)

今、経過についての確認をしている。他の構成員も発言はないか。

(構成員)

どういう情報があれば「質」を分かることができるのか、というのをずっと考えていた。出された資料は一通り見たが、読み込みが難しく、解釈しきれないところがあった。どんなふうに議会の中で取組が行われているのかとか、議会の活動そのものを見ることによって、「質」というのは判断できるのかなというふうに、今解釈をしている。資料には他市町村の情報が並んでいて参考にはなるが、旭川市として議会がどんな活動をしてきたのかとか、それによって市民がどんな利益があったのかとか、そのあたりが分かる資料がないと、「質」というところにはなかなか迫れないかなと思う。そういった資料はどういったものがあればいいか、(学識経験者の構成員に対して)学問的な見地から教えていただければ。また、用意していただいた資料は、丁寧に読んで自分なりに発言をしたい。

(座長)

資料6を見たときに、議論としては最小の費用で最大の効果が上がる議員報酬であればいいという実論も成り立つが、それだけでは寂しいだろうと。市の行政なり、市民まちづくりなりが、市民参加で議論しながら行われるような議会であってほしいというような議論も必要だというような記載があった。(学識経験者の構成員に対して)単純に最低の費用で最大の効果を上げるというような議論以外に、懇談会の中で議員定数・議員報酬を考えるためにどんなスタンスが必要か、意見があれば話していただきたい。

(構成員)

例えば、私は議員報酬のことを考えるときに下げるものだということが前提となって議論が行われるということに非常に違和感を感じる。議会は住民の代表が作っている意思決定をする機関であるわけだから、行政改革をするのとはやっぱり違うわけであって、むやみに削減をして住民の代表機関の活動が不活発になるのであれば意味がないことに

なる。削減するにしてもどういうふうになれば議会活動が活発になるかということに視点を置かなければならないんじゃないかというのが1つ。

もう1つは、議会改革は行政改革とは分けて考えなければならないというのがある。代表機構をどう維持するか、レベルをどう上げるかという問題であるわけだから。

もう1つは、だいたいどこでもやるが、規模の似たところと横一列に比較をする。比較して決めるのであれば、議論なんかいらぬわけで。独自のものをらせるかということが非常に大事である。

配付資料の会津若松市にしても福島町してもそうだが、しょっちゅう議論をして、増やしたり減らしたり根拠などないわけで、定数も報酬も。これといった正しい客観的な基準は歴史的に1回だっていない。ただずっと積み重なって現在にきている。そろそろ根拠のない議論にならないように、例えば、人口が増えれば当然議員の数も増えるし、減ればある程度減るといふ、機械的に計算できるというような仕組みを考えておくべきではないかとか。議員報酬も、議会基本条例ができたことによって、活動日数が非常に増えてきている。本会議・委員会などの公式なものだけではなくて、議会基本条例に基づいて増えている議員活動なども正確にカウントをして、長が365日とすれば議会はどれくらいか、しかし長の場合は自分で減額をしたりするから、そのたびに議会が振り回されたのではかなわないというので、福島町のように三役の給与の平均値を取るか。これも自動的に計算できる方式を確立したわけです。会津若松市もそうである。後は議会の裁量で、その方式をどう受け止めるか。福島町の場合は議会の判断で0.9掛けで受け止めた。毎回どうするこうするという議論があまり起きないように形はどう決着させるかということがこれからの流れになっていくんじゃないかと思う。

(座長)

根拠というのは、本来の意味ではそんなにあるものではない。しかし議論は必要だ。かといって繰り返しの議論も無意味だから、ある程度数値化できて計算できるものということで、会津若松市などはそこまでいっているということか。

我々も、なるべくならそういう方向に持っていければいいのでは。

(構成員)

事務局が大変なのは、議員の活動をカウントできるかどうか。非常に質の問題に絡んでくる。どんな時間が割かれているのかという、活動の中身が問われてくる。質がカウントされないと、問題にはつながっていかないのではないかと、ということだと思ふ。

(座長)

質の問題が提起されて、経過が確認されて、質をカウントできるような資料もあつたほうがいだろうと。事務局は何か見解があるか。

(事務局)

議員活動の質的なカウントということで、検討懇談会の中で必要だということであれば議員に働きかけが必要になってくるかと思う。即答はしかねる。

(神原構成員退席)

(座長)

本日たまたま民生常任委員会を傍聴した。私の提案だが、次の検討懇談会までに現在開会中の第3回定例会の本会議及び委員会どれか一度経験して、次に臨みたく思う。

(事務局)

(第3回定例会の日程を構成員に周知・説明)

(座長)

地方自治法に定義してあるだけで、議員はこうあるべきだ、議会はこうあるべきだというのは書いてなくて、市民が注視するというこのために、市民参加推進条例だとか議会基本条例ができてきた。それが意味で大きな法律の中の小さな細目を決めている。議会基本条例が旭川市にできたわけだから、基本条例の我々の理解も一定程度共通なものがあった上で議論すれば質の問題の一部も理解できるのではないかと思う。議会基本条例について、事務局で補足があれば発言願いたい。

(議長)

3年前の秋頃だったかと思うが、議会基本条例を作るべきだという話が議会の中で持ち上がってきた。議会をより市民に公開する、あるいは議会の説明責任を果たしていくということから考えると、一定の条例に基づいて市民に我々の行動を明らかにしていくべきではないかということから検討されるようになった。約1年をかけて、9名の議員からなる議会基本条例検討委員会で議論をした。先進地の基本条例を取り寄せて検討したが、説明責任、公開ということを考えてすれば、会津若松市の基本条例が整備されているということから1つのモデルとして旭川市の基本条例を作った。我々としては他の基本条例を旭川市に置き換えるだけではだめだということから、旭川市独自の特色を生かした条例を作るということで、かなり努力をしてきた。「議会の活動原則」や「議員間討議による合意形成」、「説明責任」など明記しているわけだが、「議会運営の評価及び検証」というのが最も旭川らしい基本条例になっているのではと考えている。議会運営委員会を中心にしながら、議会運営、我々の行動自体が果たしてどの程度総括をして評価できるのかということの作業を始めたばかりであり、議会運営委員会の中で一定程度総括をしたうえで、市民にも加わっていただき、議会運営の評価をするということ作業を進めている。市民と一緒にまちづくりが行えるようなという姿勢で作ったつもりである。

(座長)

去年の11月に10か所で「市民との意見交換会」を開催し、その中で出てきた議論・要点をまとめた報告書がある。参考にいただければと思う。

今日は議論の入り口ということで、過去の経過、懇談会の設置の目的・経緯の確認、「質」の議論をするうえで、今後議会活動及び議員活動について1か月間、タイミングとしては本会議・委員会もあるし、過去の「意見交換会」の報告書もあるし、説明を受けた資料の読み込みもある。それらを確認して、他都市の審議の経過を見れば、定数とか報酬については比較をするのが一番分かりやすいことではある。それだったら懇談会で議論・意見交換する必要がないという一部の構成員からの指摘もあるので、比較ではなくてこの懇談会独自の議論をどういう具合に組み立てるべきか、ぜひ次回にはそのことを含めて意見交換をしたい。

(3) 今後の日程について

・事務局から、「今後の全体スケジュール(案)」について、来年の春頃までに一定の

結論を出していただきたいこと、スケジュール自体については、次回検討の方向性等が話し合われる段階で協議していただきたいことを説明し、了承された。

- ・次回の会議を、平成24年10月29日（月）午後3時から旭川市総合庁舎議会棟第2委員会室で開催することとされた。

○ 閉会